

2020年5月21日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 M C J  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 C E O 高 島 勇 二  
(東証第二部 コード番号：6670)  
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 広 報 I R 担 当  
ir-otoiawase@mcj.jp

## 業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」という。)を導入することを決議し、本制度に関する議案を2020年6月24日開催の第22回定時株主総会(以下、「本株主総会」という。)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 導入の背景及び目的

当社取締役会は、当社の取締役(社外取締役を除く。以下、断りがない限り、同じとします。)及び執行役員並びに当社の子会社の一部の取締役(社外取締役を除く。以下、総称して「対象役員」という。)の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

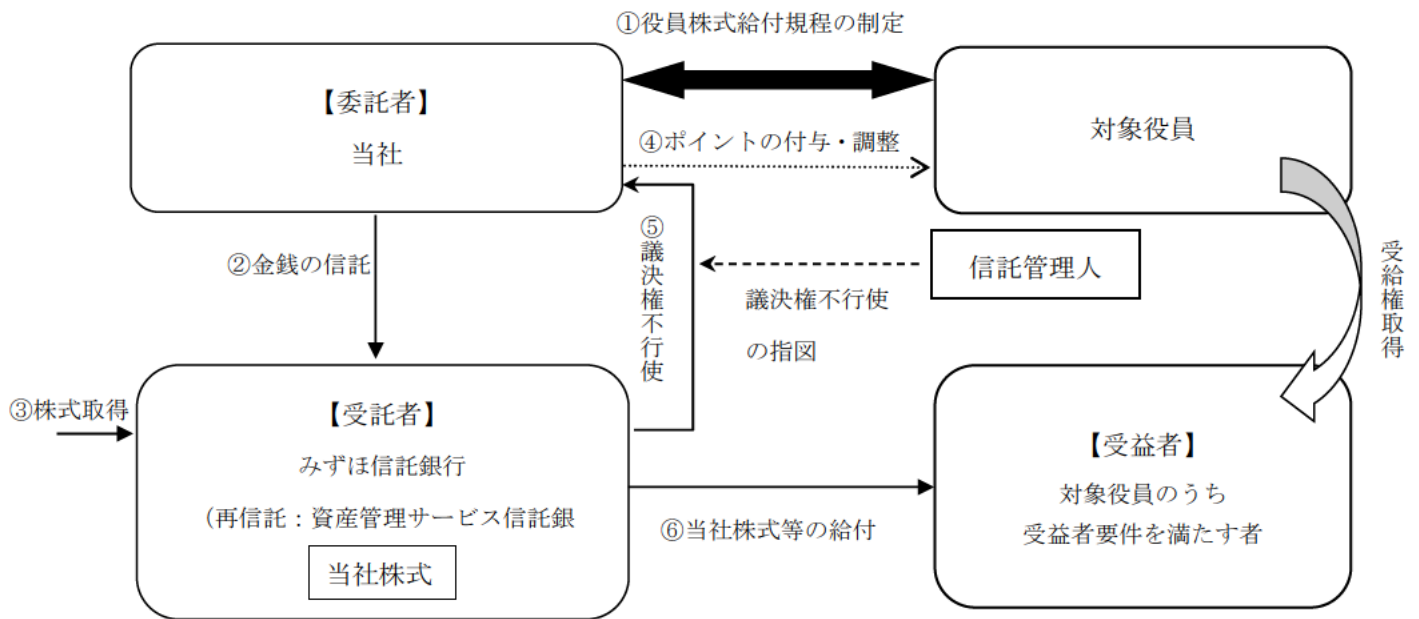
なお、当社は、2017年6月28日開催の第19回定時株主総会において、2000年10月2日開催の当社臨時株主総会においてご承認をいただきました当社取締役の報酬額とは別枠として、当社取締役(社外取締役を除く。)に譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内とする旨及び具体的な内容をご承認いただき今日に至っておりますが、本株主総会での承認可決を条件として、上記決議に係る取締役の報酬枠を廃止し、今後新たな譲渡制限付株式の割当は行わないことといたします。但し、既に付与した譲渡制限付株式は今後も存続します。

## 2. 本制度の概要

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社が定める「役員株式給付規程」に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として下記（4）の各対象期間の終了後となります。

#### <本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社及び当社の子会社は、「役員株式給付規程」に基づき対象役員にポイントを付与します。対象役員に付与したポイントは、対象期間終了後に、その業績達成度に応じて調整し確定します（確定したポイント数を「確定ポイント数」という。）。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象期間終了後に、対象役員のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者に対して、確定ポイント数に応じた当社株式を給付します。但し、対象役員が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、確定ポイント数の一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役及び執行役員並びに当社の子会社の一部の取締役  
(社外取締役は、本制度の対象外とします。)

(3) 信託期間

2020年8月(予定)から本信託が終了するまで(なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、「役員株式給付規程」の廃止等により終了します。)

(4) 信託金額

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、2021年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度までの2事業年度(以下、当該2事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。)及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、対象役員への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定(2020年8月(予定))時に、当初対象期間に対応する必要資金として、2億4,000万円(うち、当社の取締役分として1億4,000万円)を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、3億6,000万円(うち、当社の取締役分として2億1,000万円)を上限として本信託に追加拠出することとします。但し、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式(確定ポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する給付が未了であるものを除く。)及び金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額(当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。)と追加拠出される金銭の合計額は、3億6,000万円(うち、当社の取締役分として2億1,000万円)を上限とします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、30万株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 対象役員に給付される当社株式等の数の算定方法

対象役員には、各事業年度に関して、「役員株式給付規程」に基づき役位に応じて定まる数のポイントを付与します。対象役員に対し付与したポイントは、各対象期間終了後に、業績達成度に

応じて調整します。対象役員に対する調整後のポイント数の合計は、当初対象期間あたり 30 万ポイント（うち、当社の取締役分として 17 万ポイント）、その後の各対象期間あたり 45 万ポイント（うち、当社の取締役分として 25 万 5,000 ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象役員に付与し、調整したポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1 ポイント当たり当社普通株式 1 株に換算します（但し、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる対象役員のポイント数は、原則として、当該対象役員に各対象期間につき付与し調整されたポイント数（確定ポイント数）とします。

#### （7）当社株式等の給付

受益者要件を満たした対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、対象期間終了後に本信託から給付を受けます。但し、「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

#### （8）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### （9）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する対象役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

#### （10）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、「役員株式給付規程」の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により対象役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託（BBT）
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社)
- ④受益者 : 対象役員のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦本信託契約の締結日 : 2020年8月（予定）
- ⑧金銭を信託する日 : 2020年8月（予定）
- ⑨信託の期間 : 2020年8月（予定）から信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以上